

上越市告示第47号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、
形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年2月17日

上越市長 小菅 淳一

1 指定する形質変更時要届出区域

上越市大字上湯谷字堰口 570 番 1 の一部、573 番 1 の一部、591 の一部、592 番 1
の一部、592 番 4 の一部、字向山 584 番 1 の一部、字耕地 35 番 4 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2
項の基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物